

宝塚音楽回廊実行委員会ホームページ広告掲載取扱基準

1 趣旨

この取扱基準は、宝塚音楽回廊実行委員会ホームページ広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 広告掲載の範囲要領第2条第1項第6号に規定するホームページに掲載する広告として適当でないと認めるものは、次のものをいうものとする。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 消費者金融の広告
- (3) 出資者及び出資金の募集広告
- (4) 靈感商法など不良商法と認めるものの広告
- (5) 債権取立て、回収等の広告
- (6) 特殊な結社団体の広告
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で「風俗営業」と規定される業種の広告
- (8) 興信所等の広告
- (9) 法規に触れる危険物の販売広告
- (10) 危険を伴う民間療法の広告
- (11) 人権を害するおそれがある広告
- (12) 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供する広告
- (13) 他をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (14) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (15) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- (16) 社会的に不適切な広告
- (17) 国内世論が大きく分かれている広告
- (18) その他委員長が掲載を不相当と認める広告

3 広告掲載の申込み

要領第7条に規定する広告掲載の申込みは、次により行うものとする。

- (1) 宝塚音楽回廊実行委員会ホームページ広告掲載申込書は、情報政策課に提出するものとする。
- (2) 申込書の提出方法は持参、郵送または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（兵庫県電子申請共同運営システムの電子申請による方法をいう。）とする。
- (3) 広告掲載の申込みは、希望する広告掲載開始日の前々月15日までにを行うものとする。ただし広告掲載枠に空きがあり、希望する広告掲載開始日までに広告内容の審査及び広告の掲載が可能であると委員長が判断した場合はこの限りでない。

4 広告掲載の決定

- (1) 要領第10条第2項に定める抽選は、次により行うものとする。
 - ア 抽選方法は、くじ引きまたはその他の方法とする。
 - イ 抽選日時、場所、方法等について通知を行うものとし、その通知方法は申込書に記入された電子メールアドレスに電子メールを送信するものとする。
 - ウ 抽選に参加できない広告掲載候補者があるときは、ホームページ広告掲載事務に関係のない職員または第三者が抽選に参加するものとする。
- (2) 要領第10条第4項に定める申込書類は、次の書類とする。

ア 宝塚音楽回廊実行委員会ホームページ広告掲載料返還時の振込先口座届
イ 商業登記簿謄本の複写物もしくは主務官庁の発行した認可証または許可証
の複写物

- (3) 前号に規定するイの申込書類について、次に該当する場合は提出を免除する。
ア 広告掲載候補者が市に業者登録している場合
イ 同一年度内に掲載を申し込む場合で、提出した申込書類に変更がない場合
- (4) 要領第10条第4項に定める申込書類及び広告原稿の提出を求める通知方法は、申込書に記入された電子メールアドレスに電子メールを送信するものとする。
- (5) 要領第10条第4項に定める申込書類及び広告原稿の確認は、次により行うものとする。
ア 申込書及び申込書類により申込者の業務等について確認する。
イ 要領第4条の規定に基づき、広告原稿の規格または内容について確認する。
ただし、規格に適合しない場合は、申込者は市が指定する期日までに広告原稿を再提出し、再審査を受けることができる。
- (6) 委員長は、審査結果を速やかに広告掲載申込者に通知しなければならない。

5 広告の掲載期間

要領第9条に定める広告の掲載は、掲載期間の初日の午前9時から開始し、掲載期間の最終日の午後5時に終了するものとする。

6 広告原稿の提出

要領第8条に規定する広告原稿はフロッピーディスク又は電子メールにより、委員長の定める広告掲載の申込み期間内に提出するものとする。

7 広告掲載料の返還

要領第16条に規定する広告掲載料の返還は、別表に定める金額を返還する。

8 その他

その他ホームページの広告掲載の取扱いについて必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年8月10日から施行する。